

台東区からのお知らせ

屋外広告物条例を守って きれいなまちづくりを!

広告板・広告塔等を建物に掲出するときは許可が必要です

屋外広告物とは？

常時または、一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、はり紙、はり札、広告板、広告塔、建物その他の工作物等に掲載され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。

(屋外広告物法第2条第1項)

東京都では、屋外に広告物を設置する場合、美観風致を維持し公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法に基づき、東京都屋外広告物条例で規制しています。

台東区内にこれらの屋外広告物を掲出又は表示しようとするときは、台東区役所で手続きすることが必要ですので、必ず許可を受けてから設置してください。

台東区都市づくり部道路管理課

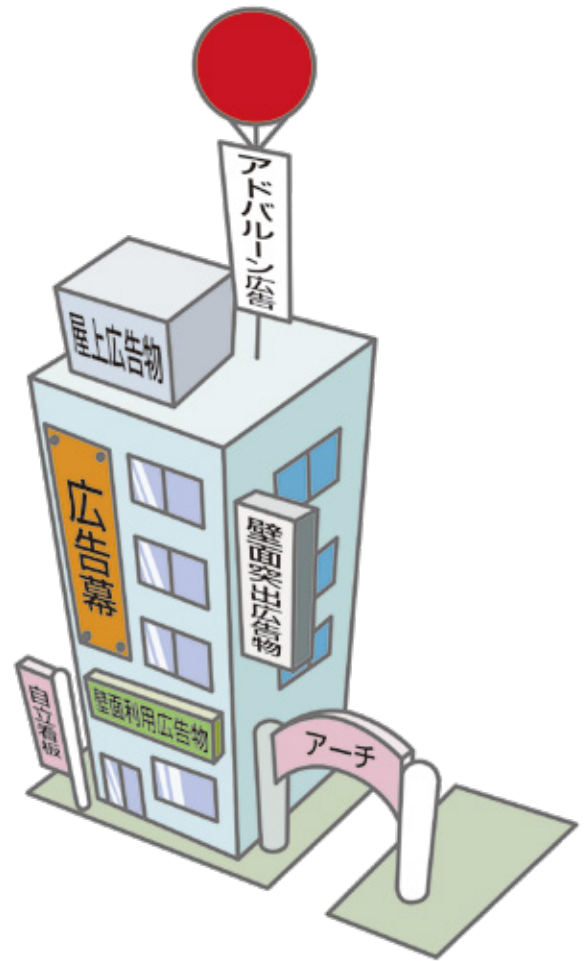
☎03-5246-1303



屋外広告物の種類

主な屋外広告物の種類

広告塔	多角柱または円柱の面を利用するもので、広告表示面を含む構造物が三角塔・四角塔・円型塔等のもの（球形及び多面体を含む）
広告板	広告表示面が板状で、1面または2面（板の両面）に表示されたもの（建築物の壁面、日よけ等の取付文字、書き文字等及び突出看板を含む）
プロジェクションマッピング※	建築物その他の工作物等に光で投影する方法で表示されるもの
アドバルーン	綱を付けた気球を掲揚し、その綱または気球を利用して広告表示したもの（東京都火災予防条例に適合するもの）
広告幕	布・ビニール等に広告表示し、建築物の壁面・地上のポール等に取り付けたもの（表示面積3㎡を超えたのほりを含む） なお、枠を固定したり、パネル状に取り付けるなどにより、表示面（幕の部分）が固定されたものは、 <u>広告板として扱う</u>
アーチ	道路上を横断して設置するもの（広告幕（横断幕）は除く）



その他の広告物については、担当の窓口にお問い合わせください。

※プロジェクションマッピング

プロジェクションマッピングとは、建築物その他の工作物等に光で投影する方法により表示される広告物をいいます。

景観、周辺環境及び道路交通等の安全に配慮し、道路を挟んで表示する場合等においては、信号機や道路標識等の効用を阻害したり、車両運転者を幻惑したりするおそれがないこと等を条件に、許可を受けて表示することができます。

また、公益を目的とした行事、催物等のために表示するプロジェクションマッピングについては、許可を受けずに表示することができる場合があります。

詳しい基準については、担当の窓口にお問い合わせください。

禁止区域（広告物の表示等ができない区域）

- ① 第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域
特別緑地保全地区、風致地区
- ② 国または東京都・台東区が管理する公園・緑地・運動場・河川・堤防敷地・橋台敷地
- ③ 墓地・葬儀場・社寺・教会等の境域
- ④ 学校・病院・公会堂・図書館・博物館・美術館の建物の敷地及び官公署等の敷地
- ⑤ 道路上及び首都高速道路の両側等

禁止物件（広告物の表示等が禁止されている物件）

（例）道路標識・ガードレール等の道路付属物

信号機・電話ボックス・パーキングメーター・郵便ポスト
街路樹、橋げた、高架道路の橋脚、よう壁、石垣

※電柱、街路灯柱、消火栓標識、アーチ・アーケードの支柱は、はり紙・はり札等、広告旗又は立看板のみが禁止されている物件です。

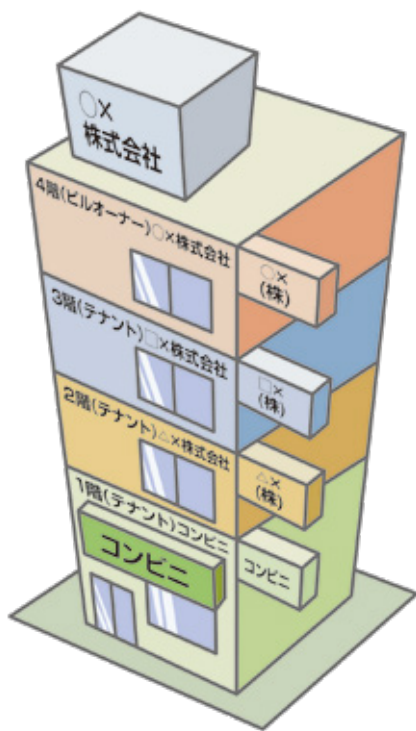
適用除外の自家用広告物(※)の範囲

自家用広告物は、**表示面積(※)**が10㎡以下(許可区域の商業地域の場合)であれば、許可を受けずに表示することができます。(適用除外)。

●テナントビルの場合の基準

テナントビルのテナント名集合表示(突出看板等)について、各階ごとの入室状況と広告表示が一致し、かつ、各テナント事業者の広告表示面積がそれぞれ10㎡以下である場合は、適用除外の自家用広告物となるため、許可を受けずに表示することができます。

ただし、テナント事業者のうち1事業者でも10㎡を超えた広告物がある場合には、当該ビルに掲出されているすべての広告物が許可申請の対象となります。



※自家用広告物とは?

自己の氏名、名称、店名、商標、事業又は営業の内容を、自己の事業所や営業所等に表示する場合の広告物をいいます。

※表示面積とは?

1つの事業所又は営業所で掲出する広告物の総表示面積をいいます。

したがって、数個の広告物を表示又は設置する場合は、各々の広告物の表示面積を合計します。

例 広告① W1.5m×H2.0m=3.0㎡
広告② W5.0m×H1.5m=7.5㎡

総表示面積 = ①+②= 10.5㎡

違反広告物に対する措置

●立入検査(第66条)

建物に立ち入り、広告物を検査することがあります。

●許可の取消(第31条)

虚偽の申請により許可を受けた場合等は、許可を取り消されることがあります。

●措置命令(第32条)

条例・規則に違反した広告物がある場合は、改修・移転・除却等の措置を命ぜられることがあります。

●罰則(第68~71条)

条例・規則の違反行為に対しては、30万円以下の罰金が科せられることがあります。

危険の兆候をチェック！ 早期発見が事故を防ぎます

広告主・所有者・管理者には、広告物等の管理義務があります。当該広告物等に関し補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければなりません。(東京都屋外広告物条例第20条)

サビ 鉄骨やボルトのサビは破損の第一歩!

照明不点灯 漏電の場合は火災の危険も!

汚れ サビ汁がたれていたら内部が腐食?

ズレ・欠落 盤面のズレや取付具の欠落は落下の前触れ!



●屋外広告業登録業者をご活用ください。(東京都の登録業者を確認できます)
https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/koukoku/kou_ichiran.htm

許可申請手数料と許可期間

東京都台東区手数料条例第2条

種別	許可申請手数料		許可期間
	単位	金額	
広告塔・広告板	面積5m ² まで ごとにつき	3,220円	2年以内
プロジェクション マッピング		3,220円 <small>面積1,000m²を 超えるものは 644,000円</small>	
小型広告板	1枚につき	400円	1年以内
はり紙・はり札等	50枚まで ごとにつき	2,250円	1月以内
広告旗	1本につき	450円	
立看板等	1枚につき		
電柱・街路灯柱の 利用広告		310円	1年以内
標識利用広告	210円		

種別	許可申請手数料		許可期間
	単位	金額	
宣伝車	1台につき	4,950円	1年以内
バス・電車の 車体利用広告 (長方形の枠を利用する方式 のもの)	1枚につき	610円	
上記以外の 車体利用広告	1台につき	1,950円	
アドバルーン	1個につき	2,850円	1月以内
広告幕	1張につき	990円	2年以内
アーチ	1基につき	10,630円	
装飾街路灯		5,010円	
店頭装飾		19,800円	1月以内

その他のお手続き

1 広告塔・広告板等の高さが4メートルを超える場合

→建築基準法に基づく「工作物の確認」が必要となります。 台東区建築課建築担当:03(5246)1334

2 景観手続き

→台東区景観条例に基づく「事前に協議」が必要となります。 台東区都市計画課:03(5246)1377

3 道路法に基づく「道路占用許可申請」及び道路交通法に基づく「道路使用許可申請」

→公道に突出して広告物(袖看板等)を設置する場合は、道路占用許可と道路使用許可が必要となります。
道路境界より突出した広告物の表示面積に対して、道路占用料が発生する場合があります。

●道路占用許可に関するお問い合わせ先

◎区道:台東区道路管理課占用担当

03(5246)1302

◎都道:東京都第六建設事務所

03(3882)1232

◎国道:東京国道事務所 亀有出張所

03(3600)5541

●道路使用許可に関するお問い合わせ先

所轄警察署交通課

◎上野警察署:03(3847)0110

◎下谷警察署:03(3872)0110

◎蔵前警察署:03(3864)0110

◎浅草警察署:03(3871)0110

突出看板の道路占用許可基準

